

「いじめ防止啓発まんが制作業務委託」に関する質問及び回答

No	対象資料	質問	回答
1	<p>事業者募集要項 5.企画提案書等の提出 (4) 提出書類</p>	<p>「事業者募集要項」の「5.企画提案書等の提出」→ 「(4)提出書類」に「※正本にのみ事業者名を記載し押印すること。」と記載があるが、副本において「本業務に係る受託体制」には、社名を記載しないという認識で問題ないでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。 受託候補者の選定にあたっては、プロポーザル審査委員が副本に基づいて書類審査を行います。どの事業者による提案なのか委員には分からない形式で審査しますので、副本には事業者名が特定できる情報は記載しないでください。</p>
2	<p>仕様書 4.業務内容 (1) デザイン、ストーリー作成</p>	<p>「・甲は乙にストーリーの原案を提供する。」とありますが、想定4作品分または、児童生徒向け、保護者向け、一般市民向けのそれぞれについてのストーリー原案をご提供いただけるのでしょうか。</p>	<p>ストーリーの原案は、制作する全てのまんがの分を、本市が受託者に提供します。 制作可能数が4作品の場合は、児童生徒向けの原案を2つ（児童向け1つ、生徒向け1つ）、保護者向けの原案を1つ、一般市民向けの原案を1つ提供する想定です。 5作品以上制作可能な場合、実際にそれぞれをいくつ制作するかは、企画提案内容を踏まえながら本市において判断しますが、いずれにしても全ての作品分の原案を提供します。</p>